

一般会計予算決算常任委員会
民生福祉分科会

令和8年3月25日

【開催日】 令和8年3月25日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前8時35分～午前8時50分

【出席委員】

分 科 会 長	奥 良 秀	副 分 科 会 長	藤 谷 圭 子
委 員	大 井 淳 一 朗	委 員	濱 本 健 吾
委 員	前 田 浩 司	委 員	山 田 伸 幸
委 員	脇 本 直 美		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副 市 長	古 川 博 三	福 祉 部 長	尾 山 貴 子
福祉部次長兼子育て支援課長	石 田 恵 子	子育て支援課課長補佐	野 原 崇 史
子育て支援課子育て支援係長	藤 田 浩 子		
社会福祉課長	和 田 英 樹	社会福祉課主幹	道 元 健 太 郎
社会福祉課主査兼生活保護係長	日 高 辰 将	社会福祉課地域福祉係長	田 邊 浩 巳

【事務局出席者】

事 務 局 長	石 田 隆	庶 務 調 査 係 長	山 田 寿 実 子
---------	-------	-------------	-----------

【審査内容】

1 議案第15号 令和8年度山陽小野田市一般会計予算について

午前8時35分 開会

奥良秀分科会長 おはようございます。ただいまから、一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会いたします。本日は先日の分科会の審査の中で答弁の誤りがあり、訂正させていただきたいという執行部からの申出がありましたので、分科会を開かせていただきました。それでは、執

行部のから答弁を頂きたいと思います。

野原子育て支援課課長補佐 令和８年３月１２日に開催されました一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会において、審査しました審査番号２６番、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、執行部の発言において一部修正がありますので、発言いたします。審査の中で、活動指標の５１６人の質疑の際に、利用者人数を何人で見込んでいるのかとの質問に「あくまで予算を算出する上での数字で、ゼロ歳児１３人、１歳児２歳児が２０人」と答弁いたしましたが、実際は「ゼロ歳児１３人、１歳児２歳児が３０人」が正しい答弁となります。この発言において、訂正させていただきます。よろしくお願いします。

奥良秀分科会長 今の発言の訂正について異議はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは異議なしということで発言の訂正を行います。

和田社会福祉課長 それでは、まず前回の答弁の経緯について申し上げます。去る３月１６日の一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会におきまして、大井委員から、社会福祉協議会に対して、人件費を補助しないといけない法律等の取決めはあるのかとの御質問を頂戴した際、担当職員から社会福祉法第１０８条と答弁いたしました。しかしながら、正しくは社会福祉法第１０９条であり、大井委員からその場で誤りを御指摘頂きまして、第１０９条である旨を訂正させていただいたところでございます。この点につきまして、誤った条文番号を申し上げましたこと、並びにその後の補助の仕組みや法的根拠について説明が十分でなかったことについて、改めておわび申し上げます。本日はこの件について、法的な整理を含め、前回の答弁で十分でなかった点を改めて御説明させていただくものです。まず、社会福祉協議会の位置づけについてです。社会福祉法第１０９条は、市町村社会福祉協議会について、地域福祉の推進を図ることを目的として、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的と

する事業に関する調査普及宣伝、連絡調整及び調整、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るための必要な事業等を行う団体であることを定めております。つまり、市町村社会福祉協議会は、法律に基づき、地域福祉の推進に関する役割と事業が明確に位置づけられた団体であり、単なる任意団体ではなく、地域福祉の中核的な担い手であるということが定められていることになります。次に、補助の法的な根拠についてです。社会福祉協議会は、社会福祉法人として運営されておりますが、社会福祉法第58条では、国または地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対して補助金を支出できると定めております。この規定を受けまして、本市におきましては、山陽小野田市社会福祉法人の助成に関する条例により必要があると認めるときは、社会福祉法人に対し補助金を支出できることを定めていること。さらに、山陽小野田市社会福祉関係団体補助金交付要綱におきまして、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会を補助金の交付対象団体とし、その運営費や事業費の全部、または一部を補助することができることを規定しております。この運営費には、人件費も含まれておりますので、本市としては、社会福祉法第109条により位置づけられた社会福祉協議会の地域福祉推進の事業を支えるため、社会福祉法第58条及び本市の条例要綱に基づき、社会福祉協議会の人件費を含む運営費の一部に補助を充てるという定義になります。なお大井委員からの御質問は、団体への人件費補助は、例外的であると思われるので、法律上の規定があるのかという趣旨であったと認識しております。この点につきましては、社会福祉法第109条は、社会福祉協議会の役割や事業内容を定めるものであり、人件費を補助することを直接規定しているものではございません。一方で、同第58条及び本市条例等により、地方公共団体は必要があると認めるときに、社会福祉法人である社会福祉協議会に対して補助金を交付することができることとされております。本市といたしましては、社会福祉法第109条で定められた社会福祉協議会の地域福祉推進の役割を踏まえ、その活動を安定的に継続していただくことが地域福祉の充実に不可欠であると判断し、人件費を含

む運営費に対して補助を行っているものでございます。以上が前回に御説明できておりませんでした社会福祉協議会への補助金、特に人件費に対する補助の法的根拠と本市の考え方でございます。改めまして、前回の分科会における答弁の不備により御迷惑をおかけしたしましたことをおわび申し上げます。説明は以上となります。

奥良秀分科会長 執行部のほうから説明がありましたが、特に質疑はありませんね。（「なし」と呼ぶ者あり）なしということで、今、執行部から説明があったとおりの訂正を入れることに異議はありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしということで、この两件とも、分科会長のほうで責任持ってやりますので、よろしくお願いします。以上をもちまして、一般会計予算決算常任委員会民生分科会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 8 時 5 0 分 散会

令和 8 年（2026 年） 3 月 2 6 日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 奥 良 秀